



八千代市農業委員会だより



▲ 今年も猛暑の中、農地の利用状況調査を行いました

かけがえのない 農地の保全に向かって

農業委員会は農地の許認可だけではなく、耕作放棄地の発生防止・解消についてもこれまで以上に積極的に推進していきます。

では、なぜ耕作放棄地を解消する必要があるのでしょうか。耕作放棄地の発生は、害虫の発生、鳥獣被害の誘発、そして明渠排水路を塞いでしまったりするなど、営農に悪影響を及ぼすほか、近年農地の大事な役割の一つである、街の景観形成を損ねてしまう恐れがあるからです。

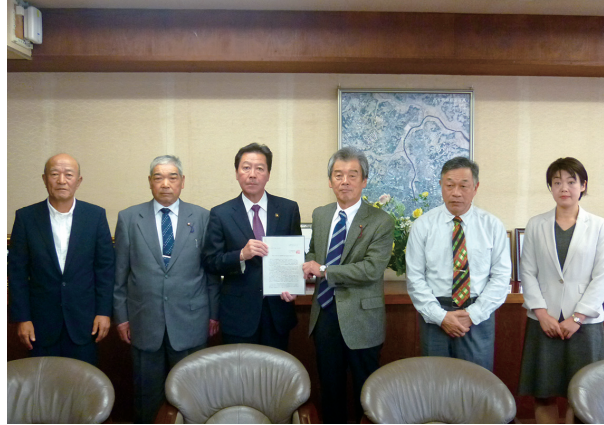
農業委員会では、農地利用最適化推進委員が昨年7月に新設されてから、2回目となる農地利用状況調査を今年の8月から9月にかけて実施しました。その調査を基に、年内に遊休農地の所有者に利用意向の確認等を行い、所有者の意向を踏まえて、農地中間管理機構（信頼できる農地の中間的受け皿で、県知事が監督する公的機関）と連携し、担い手及び新規就農者への斡旋等を行うことによって、利用関係者の架け橋となり、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組んでいきます。

主な内容

- ◆ 「平成31年度八千代市農業施策に関する意見書」の提出について・・・・・・・・・・・・・2
- ◆ 平成30年度の目標及び活動計画を策定しました・・・・・・3
- ◆ 農地の権利取得の下限面積が決定しました・・・・・・3
- ◆ 農業委員会からのお知らせ・・・・・・・・・3
- ◆ 農家リレー随筆・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- ◆ 農業者年金で老後の備えを！・・・・・・・・・・・・4
- ◆ 女性農家の皆さんへ・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- ◆ 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・4

「平成31年度八千代市農業施策に関する意見書」の提出について

平成30年10月12日、農業委員会から服部友則市長へ「平成31年度八千代市農業施策に関する意見書」を提出しました。



この意見書は、本年4月に農業業者や経営体118名に対して実施した、「平成30年度八千代市農業施策に関する意見書に対する回答の評価アンケート」の意見や要望などを基に、討議を重ねて作成

したもので、平成31年度における市の農業施策や予算編成に反映されるよう、具体的な施策を提案しています。

意見書の内容は次のとおりです。

1 農地の集積・集約化について

八千代市の農業は、農業者の高齢化、遊休農地の増加、土地持ち非農家の増加などの問題を抱えており、担い手への農地利用の集積・集約化や新規参入の促進等「農地等の利用の最適化」が推進されているとは言い難い状況である。

農業委員会においても、平成28年の農業委員会法の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として位置付けられたことから、平成29年10月に「農地等の利用の最適化に関する指針」を定め、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに積極的に参画することとしている。

このため、「人・農地プラン」の地域ごとの策定に向け、市と農

業委員及び農地利用最適化推進委員、各関連機関と協力し地域の話し合い活動等具体的に取り組まれない。

※「人・農地プラン」とは、集落・

地域の今後の農業のあり方に関する話し合いの結果を踏まえて、市町村が素案を作成し、検討会の審査を経て市町村長が決定するものです。

2 遊休農地対策について

農業者の高齢化や担い手不足などのため、八千代市においても遊休農地は年々増加しており、平成29年度末には100・36ヘクタール（田68・33ヘクタール 畑32・03ヘクタール）の遊休農地が発生しており、管内の農地面積との割合は10・87パーセントになっている。このような状況のため、農地の再生活動に係る費用を支援する補助事業の導入や遊休農地を活用した事業の調査研究などの支援策を講じられたい。

3 担い手・新規就農者の育成や

確保について

八千代市の農業を維持していくには、農業後継者や新たな担い手を確保することが重要な課題である。このため、将来にわたり安定的な農業経営を行える担い手を育成・確保する取り組みを推進されたい。また、地元とのつながりや地元出身の農家を増やすためにもこどもや若者が農業の大切さを学ぶ機会づくりに取り組まれたい。

4 有害鳥獣対策について

有害鳥獣対策では、猟友会による有害鳥獣の捕獲業務等により、一定の成果があげられているが、アンケート調査からは、近年、ムクドリやカラスなどの鳥類の被害が増加している状況がみられる。有害鳥獣による農作物被害は、生産意欲の減退や耕作放棄地の増大にもつながっていくため、引き続き対策の強化と農業者への研修等の施策を講じられたい。

5 農業者の所得向上について

農業者の所得を向上させるため

には、販路を拡大することが有効な手段であり、アンケート調査からも農産物直売所の設置などを求める意見が多数寄せられた。現在、八千代市においては、JAグリーンハウスや八千代ふるさとステーション等の直売所があり、その会員農家の所得向上に寄与している。このため、新たな直売所の設置やちよ農業交流センターにおける直売所の拡充、食品加工販売所や農家レストランの設置に向け、さらに取り組まれない。

平成30年度の目標及び活動計画を策定しました

農業委員会の重点業務である「農地等の利用の最適化」に向け、目標とその達成のための活動計画を策定し、推進しています。目標及び活動計画の内容は次のとおりです。

【目標】

①担い手への農地の利用集積・集

約化

新規集積面積 8・2ヘクタール

※管内の農地面積（平成30年4月現在）840ヘクタール

②新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

経営体数 1経営体

③遊休農地に関する措置

解消面積 5ヘクタール

※管内の遊休農地面積（平成30年4月現在）100・36ヘクタール

④違反転用への適正な対応

解消面積 0・17ヘクタール

※管内の違反転用面積（平成30年4月現在）0・17ヘクタール

【活動計画】

①担い手への農地の利用集積・集約化

- ・所有農地に対する意向調査を行う。（12月）
- ・意向調査を基に利用集積可能な農地の台帳整備を行う。（1月～2月）

・農業委員会だよりで利用集積

の周知を図る。（3月）

②新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

- ・親元または独立就農の意向を確認し、就農支援事業に誘導する。（12月）

③遊休農地に関する措置

- ・管内全域の巡回調査を一齐に実施（利用状況調査）し、遊休農地を把握する。（8月～9月）

④違反転用への適正な対応

- ・県と合同でパトロールを実施する。
- ・転用工事進捗状況確認のパトロールを随時行う。
- ・違反転用禁止の周知を図る

農地の権利取得の下限面積が決定しました

農地の権利を取得するには、農地法に基づく許可が必要です。その許可を受けるための要件の一つに、「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」とあります。

下限面積は農地法で50アールと定められていますが、地域の実情に応じて農業委員会が変更できることとなっています。本市では平成30年第7回総会において審議した結果、下限面積は現行の50アールに決定しました。

お知らせ

担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。農地の貸し借りは、新たな農地の貸借制度により※（公社）千葉県園芸協会が行います。

問い合わせは、農政課（☎483-1151）または（公社）千葉県園芸協会農地部（☎043-223-3011）へ。
※（公社）千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。



農家リレー随筆

就農までの道

志田 啓佑（米本）

一般的なサラリーマン家庭に生まれた私は、小学校1年生の時に八千代市の新木戸付近に引っ越してきました。当時は畑や牧場が広がる中、小学校へ通っていました。畑の横の道を通学することが日常であり、その風景を見て育ったことが、私が農業を目指すきっかけとなりました。

大学で地学、大学院で植物について学んだ後、就職の時期を迎えました。農家になろうとしたところ、両親に反対されて一旦あきらめました。そして、環境コンサルタントの会社に就職し、その後、転職してソフトウェア開発会社で勤務しました。

しかし、35歳になるころ、農家になるという夢をあきらめきれず、再度両親を説得して農家になる道を進み始めることになりました。

農業の経験が全くない状態で農業を始めるのは非常に難しいため、どこかで勉強できないかと思っていたところ、八千代市には

農業ボランティアがあることを知りました。その制度を利用して、農業ボランティアの一員として活動しながら農業の経験を積めるのではないかと思い、農業ボランティア養成講座の受講に申し込みました。

幸い、受け入れてくれた農家の方が非常に良い方で、事情を説明したところ、学校や本では学べないような、現場の生きた知識を色々と教えていただきました。これまでの経験は、現在でも非常に役に立っています。

その後、様々な縁があり、志田家に婿入りすることになり、現在は私と妻、そして義母の3人で農作業をし、充実した毎日を過ごしています。

今はまだ、ピーマンや小松菜、トウガラシなどの露地野菜を中心に栽培していますが、いちご農家になることが私の夢です。また、昨年7月から農地利用最適化

推進委員に就任したので、八千代市の農業を活性化させられるよう努めていきたいと思えます。



農業者年金で

老後の備えを！

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型のため、安定的な財政方式の年金です。

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

◆ 国民年金第1号被保険者

（保険料納付免除者を除く）

◆ 年間60日以上農業に従事

◆ 60歳未満

問い合わせは、JA八千代市（☎450-3711）または農業委員会事務局（☎483-1151）へ。

女性農家の皆さんへ

農業委員・推進委員として活躍してみませんか？ 関心のある方は、ぜひ地元の農業委員・推進委員にご相談ください。



◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

現在の広報委員が編集する八千代市農業委員会だよりの発行は3回目を迎えます。

農家の皆様に農業委員会の活動状況や充実した記事をお届けするため、各方面の方々にご協力をいただき、編集に努めております。

また、生産緑地の指定が平成34年に満期を迎えますが、新たな対応について担当課等で情報の収集を行い、本誌面でなるべく早い時期に詳しく伝えていきたいと思っています。

広報委員 間野 恵 一



平成30年11月発行
第41号

発行 八千代市農業委員会
編集 広報委員会

〒276-8501
八千代市大和田新田312-5
電話047(483)1151
URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/500500/index.html>